

山形県労福協発第45号
2012年11月13日

山形県知事

吉村 美栄子 様

一般社団法人山形県労働者福祉協議会
理事長 大泉 敏男

(関係団体及び代表者)

日本労働組合総連合会山形県連合会	会長	大泉	敏男
東北労働金庫山形県本部	本部長	門脇	玄
山形県勤労者共済生活協同組合	本部長	三澤	裕
山形県労働者住宅生活協同組合	理事長	小口	裕之
山形県生活協同組合連合会	会長理事	松本	政裕
(社) 山形県勤労者福祉センター	理事長	大泉	敏男
(財) 山形県労働者信用基金協会	理事長	千場	一弘
(公財) 山形県勤労者育成教育基金協会	理事長	門脇	玄
(一社) 山形県経済社会研究所	理事長	大泉	敏男

県政の勤労者福祉拡充に関する要請

県政の発展と県民生活向上のため、ご尽力されていますことに敬意を表します。

日頃より、私どもの労働者福祉運動の全般に対し、特段のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

標題について、以下内容でご要請を申し上げますので、その実現に向けてご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

要 請 項 目

1. 県として、協同組合の育成・発展のための研修会など開催されるよう、要請します。
2. 県は、消費者教育推進計画を策定するとともに「消費者教育推進地方協議会」を設置されるよう要請します。また、この「協議会」には、消費者の代表及び労働者の代表の参画が可能となるよう、要請します。
さらに、消費者行政に対する財政措置の拡充、消費生活相談員の待遇改善について、更なる強化を要請します。
3. 新社会人となる高校生を対象に、消費者教育として外部から講師を招いた「特別授業」や「研修会」など開催されるよう、要請します。
4. 「労働者福祉団体等支援資金」及び「賃金手当対策資金」の継続措置を要請します。
5. 公益財団法人山形県勤労者育成教育基金協会の事業について、メールマガジン「労働やまがた」への定期掲載を要請します。
6. 県は国に対し、原油高騰の要因となっている「投機マネーの流入」の規制強化と、「新しい石油行政」を構築するよう働きかけるよう、要請します。
また、県として、生活弱者のための「福祉灯油」の拡充など支援対策を実施されることを要請します。
(1) 国に対する具体的な要請内容として、
 - ① 東日本大震災時の石油製品の量不足や流通の停滞が再び起きないように安定供給にむけ、石油業界まかせにせず国としての責任と役割を果たすこと。
 - ② 低所得者、経済的弱者のための「福祉灯油」の実施、拡充を行うこと。
 - ③ また、石油高騰に苦しむ農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者にもむけても効果的な支援策を行うこと。
 - ④ 灯油高騰の要因となっている「原油への投機マネーの流入」について、日本が率先して各国と連携し、規制を行うこと。
 - ⑤ 石油製品の適正価格と安定供給のために、「新しい石油行政」を構築し、石油業界に対し「行政不介入」ではなく、「行政の責任と役割を強める法律」を作ること。設備の被災を理由にした供給不足・流通の停

滞、他油種より灯油だけを高くするなどの行為が行われないよう監視すること。

(2) 県に対する具体的施策として引き続き、

- ① 寒波や不測の事態を考慮して県民への供給が滞らないように、安定供給にむけ積極的に取り組むこと。そして今冬、石油製品の量不足が再び起きないように、経済産業省などの関係機関や石油元売り会社に強く働きかけること。
- ② 生活弱者支援のための「福祉灯油」の補助の実施・拡充の対策を講じること。
- ③ また、石油高騰に苦しむ農林漁業や運輸業者、中小零細事業者に対し、効果的な支援策を行うこと。

7. 県は、「食の安全・安心条例」を制定されるよう、要請します。

8. 県は、「省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例（仮称）」を制定されるよう、要請します。

9. 県は、「地域自殺対策緊急強化基金」など活用し、自殺防止に向けた普及啓発を強めているが、「自殺、うつ病に対する偏見」を取り除く「健康教育・講演活動」を引き続き推進することを要請します。

また、県内の専門家との提携により「メンタルヘルスの実態調査」を実施するよう、要請します。

10. 福島第一原子力発電所の事故により、県内に避難している方々の支援策をさらに強められること、また国に対する要請について、より強力に働きかけることを要請します。

(1) 県内に避難する方々の大半が暮らす民間借り上げ住宅で、健康上の理由や入居者数の増加など以外の理由で転居する場合、避難者の要望に添って災害救助法の柔軟な運用をはかること。

(2) 避難先から避難元への移動で、高速道路を利用した場合、料金の無料化に向け、国に働きかけること。

【要請事項と要請事由】

1. 県として、協同組合の育成・発展のための研修会など開催されるよう、要請します。

(要請事由)

国連は、2009年12月に2012年を『国際協同組合年』(International Year of co-operatives= IYC) とすることを決定し、各国政府、協同組合関係組織等に対して、この国際年を契機に協同組合を推進し、社会経済開発に対する協同組合の貢献について、国民の共感と支持を広げる取り組みを行うよう求めています。

こうした取り組みの一環として、県として協同組合の育成・発展のため、研修会などの開催を要請します。

2. 県は、消費者教育推進計画を策定するとともに「消費者教育推進地方協議会」を設置されるよう要請します。また、この「協議会」には、消費者の代表及び労働者の代表の参画が可能となるよう、要請します。

さらに、消費者行政に対する財政措置の拡充、消費生活相談員の待遇改善について、更なる強化を要請します。

(要請事由)

地域社会における消費者問題解決力の向上には、消費者教育も重要です。

「消費者教育の推進に関する法律」が本年8月に成立しました。この法律は、消費者教育を充実させることを目的とし、国は消費者教育基本方針を策定し、都道府県は地域協議会、消費者教育推進計画の策定に努めるものとされています。

こうしたことから、県は、国のこうした基本方針を踏まえ、消費者教育推進計画の早期策定をされるよう、要請します。

また、消費者や消費者団体なども参加する、消費者教育推進地方協議会を組織されることを要請します。

加えて、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の導入」に向けて引き続き努力を要請します。併せて、この訴訟制度を担うことになる特定適格消費者団体への支援、行政による経済的不利益賦課制度と財産の隠匿・散逸防止策の検討を要請します。

PIO-NETの入力に係る事務負担が増大していることから、「PIO-NETの入力費用の一部を国が負担するよう求めて下さい。

また、県は、県はもとより県内市町村における消費者行政に対する財政措置の拡充、消費生活相談員の待遇改善について、一層の支援策の強化を要請します。

3. 新社会人となる高校生を対象に、消費者教育として外部から講師を招いた「特別授業」や「研修会」など開催されるよう、要請します。

(要請事由)

貸金業法が改正され、グレーゾーン金利の廃止並びに総量規制等から多重債務者は減少傾向にあります。新社会人や高齢者をターゲットとする悪質商法などが増加傾向にあります。

とくに、インターネットの普及から知らず知らず被害にあうことも多く、これらを未然に防止するには、早い段階での「消費者教育」が効果的であると考えます。

また、高校卒業後、新社会人になる高校生を対象に、社会人として社会通念上必要な知識の習得は、消費者被害や犯罪の未然防止策として有効なものとして期待される考えます。

さらに、本年8月に「消費者教育の推進に関する法律」が公布されました。消費者教育とその理念の下、総合的かつ一体的な推進が求められることとなります。

つきましては、各学校現場において、外部から講師を招いた「特別授業」や「研修会」が行われるよう要請します。

また、「特別授業」「研修会」の開催にあたっては、労福協からボランティアとしての講師派遣を行う用意があることも申し添えます。

4. 「労働者福祉団体等支援資金」及び「賃金手当対策資金」の継続措置を要請します。

(要請事由)

東北労働金庫は、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関として、会員・組合員に支えられ、さらには各団体のご支援をいただきながら健全経営を柱に事業を展開してまいりました。

現在、「統一から飛躍へ」をメインテーマ、「震災からの復旧・復興」をサブテーマとする第4期中期経営計画の具現化、さらには「2012国際協同組合同年」を契機に労働金庫としての役割発揮に向け、生活応援運動を柱に役職員一体となった事業を展開しております。

また、勤労者唯一の福祉金融機関として、2014年稼働予定の次世代システムによる更なる金融サービスの向上と、より一層地域に密着した事業展開を目指し、勤労者福祉の向上と県勢・地域の発展に寄与していく所存であります。

つきましては、提携融資制度として「労働者福祉団体等支援資金」「賃金手当対策資金」について、継続措置を講じて頂きたいと要請します。

5. 公益財団法人山形県勤労者育成教育基金協会の事業について、メールマガジン「労働やまがた」への定期掲載を要請します。

(要請事由)

(公財) 山形県勤労者育成教育基金協会の目的は、「県内に若者を定着させ地域活性化による産業経済の発展に寄与する」という、理念の下に「ふるさと奨学ローン」利用者への利子補給事業を行っています。

(公財) 教育基金協会の目的、事業内容について広く県民の皆さんに周知いただくため、引き続き広報誌への記事掲載を要請します。

6. 県は国に対し、原油高騰の要因となっている「投機マネーの流入」の規制強化と、「新しい石油行政」を構築するよう働きかけるよう、要請します。

また、県として、生活弱者のための「福祉灯油」の拡充など支援対策を実施されることを要請します。

(要請事由と具体的要請)

国に対し、以下の具体的内容の働きかけを行うよう、要請します。

- (1) 東日本大震災時の石油製品の量不足や流通の停滞が再び起きないように安定供給にむけ、石油業界まかせにせず国としての責任と役割を果たすこと。
- (2) 低所得者、経済的弱者のための「福祉灯油」の実施、拡充を行うこと。
- (3) また、石油高騰に苦しむ農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者にも効果的な支援策を行うこと。
- (4) 灯油高騰の要因となっている「原油への投機マネーの流入」について、日本が率先して各国と連携し、規制を行うこと。
- (5) 石油製品の適正価格と安定供給のために、「新しい石油行政」を構築し、石油業界に対し「行政不介入」ではなく、「行政の責任と役割を強める法律」を作ること。
設備の被災を理由にした供給不足・流通の停滞、他油種より灯油だけを高くするなどの行為が行われないよう監視すること。

また、山形県として、引き続き以下の具体的施策を実現して下さい。

- (1) 寒波や不測の事態を考慮して県民への供給が滞らないように、安定供給にむけ積極的に取り組むこと。そして今冬、石油製品の量不足が再び起きないように、経済産業省などの関係機関や石油元売り会社に強く働きかけること。
- (2) 生活弱者支援のための「福祉灯油」の補助の実施・拡充の対策を講じること。
- (3) また、石油高騰に苦しむ農林漁業や運輸業者、中小零細事業者に対し、効果的な支援策を行うこと。

7. 県は、「食の安全・安心条例」を制定されるよう、要請します。

(要請事由)

平成 15 年に施行された食品安全基本法は、食の安全確保の考え方や制度の大きな転換点になりました。これまでの事業者優先の食品安全行政を反省し、「国民の健康の保護が最も大切」「行政や事業者の責務を定める」「リスク分析手法の導入」という画期的なものとなりました。

地方自治体には、食品安全基本法を受けて、地域の条件に応じた施策を取り入れたり、県民の健康の保護を最重視し、食の安全確保の施策をいっそう具体的にしてその実効性を高め、食の安全・安心行政を充実させることが求められています。

県では、今なお、多くの県民が食の安全に対して不安を感じており、食品事業者と消費者との信頼関係の欠如や県民への情報提供不足が指摘されています。

こうした問題点を解消し、食をめぐる環境変化に機敏に対応し、食の安全・安心を確保していくためには、行政・事業者・県民の協働の力で、「食の安全・安心の社会システム」を構築していくことが求められています。このためには、どうしても「食の安全・安心条例」の制定が必要です。

度重なる食中毒の発生や新たな放射性物質による食品の汚染など、食をめぐる環境は悪化の一途をたどっています。

県において実効性のある「やまがた食の安全・安心条例」(仮称)を一日も早く制定されるよう要請します。

8. 県は、「省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例(仮称)」を制定されるよう、要請します。

(要請事由)

昨年の東日本大震災とこれに起因とする福島第一原子力発電所事故により、原子力発電に依存できないことが明らかになり、今後のエネルギーのあり方について社会全体に大きな枠組みの転換が求められることとなりました。

県は、知事の掲げる「卒原発」のもと、昨年9月に「戦略策定委員会」をスタートさせ、地域にあった再生可能エネルギーの導入や代替エネルギーの転換、さらには省エネルギーの推進など推進しています。

一方、私たちの生活は多くのエネルギーの消費の上に成り立っていますが、大量生産と消費は地球温暖化の原因ともなっており、地球環境への深刻な影響が予想されます。エネルギーの効率的な利用を推進し、省エネルギーの一層の推進と再生可能なエネルギーの導入を積極的に取り組むため、将来にわたり持続可能な循環型社会システムを構築するために、県として「省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例」の制定がなされるよう、要請します。

9. 県は、「地域自殺対策緊急強化基金」など活用し、自殺防止に向けた普及啓発を強めているが、「自殺、うつ病に対する偏見」を取り除く「健康教育・講演活動」を引き続き推進することを要請します。

また、県内の専門家との提携により「メンタルヘルスの実態調査」を実施するよう、要請します。

(要請事由)

県内の自殺者数は、2011年に288人(一昨年比マイナス45人)、自殺死亡率24.6%(一昨年比-3.9ポイント)と、前年を人数、率とも下回る状況となりました。

この間、県は「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、自殺予防フォーラムなどの普及啓発活動や相談体制をはかりながら、新たに働く世代のメンタルヘルス対策としての講座の開設、民生委員などの研修会の開催や訪問相談の予定にあり、対策の強化をはかっていることは承知しています。

しかし、「自殺に関わる誤った考え」や「うつ病になるのは悩みを抱える個人の問題」といった「自殺」「うつ病」を正しく理解していないことも多くみられます。

したがって、「自殺、うつ病に対する偏見」を取り除く「健康教育・講演活動」を引き続き推進することを要請します。

また、若年者、働き盛りの自殺者も多いことから、県のすすめる働く世代のメンタルヘルス対策としての講座の開設と併せ、県内の専門家との提携により「メンタルヘルスの実態調査」を実施するよう、要請します。

10. 福島第一原子力発電所の事故により、県内に避難している方々の支援策をさらに強められること、また国に対する要請について、より強力に働きかけることを要請します。

(1) 県内に避難する方々の大半が暮らす民間借り上げ住宅で、健康上の理由や入居者数の増加など以外の理由で転居する場合、避難者の要望に添って災害救助法の柔軟な運用をはかること。

(2) 避難先から避難元への移動で、高速道路を利用した場合、料金の無料化に向け、国に働きかけること。

(要請事由)

福島第一原子力発電所の事故により、福島県から県内への避難者数は1万人を超えています。県内避難者の世帯的大別は、「母子避難」「夫(父)が福島で働き、週末県内へ」「県内で生活し、福島に通勤」「夫婦が福島で、子供・祖父母が県内避難」など見られますが、いずれにせよ家族が離れ離れで二重の生活を余儀なくされています。

こうした生活による身体的、精神的負荷に加え、問題は長期化する状況にあります。

国の災害救助法では避難者の救済には限度があり、同時に国の制定による「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法（）」の趣旨からして、上記2点について、県の支援策の強化及び国に対する働き掛けが急務であることから、要請します。